平成２４年（フ）第３８９号
川崎市中原区新城５丁目９番22号
破産者　須之内あきこ（旧姓野間）
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
富山県射水市三ケ1558番地１　コンフォートレジデンスⅡ―101
破産者　棚田　冨男
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４８号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2470番地の14
破産者　中村クリーニングこと　中村　　知
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
長野県中野市大字小田中953番地20
破産者　下田　正人
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
長野県松本市大字寿小赤2869番地
破産者　中根　修二
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８号
京都府綾部市大島町大籔30番地の１　コーポコレクト105
破産者　下山　哲也
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１２１０号
福岡市南区野多目５丁目19番９―１号
破産者　原田仙次郎
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３３号
福岡市中央区高砂２丁目２番１―802号
破産者　小山　　泰
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７８号
沖縄県那覇市字安里360番地24
破産者　翁長　朝春
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３５号
札幌市南区澄川６条11丁目13番22号
破産者　田端　勇人
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７３号
仙台市太白区郡山字穴田東５番地の２　グリーンハウス202
破産者　高根　結子
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
栃木県足利市島田町116番地
破産者　鈴木　慶聡
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第９３号
栃木県足利市八椚町336番地２
破産者　イコールこと　宮下　文成
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４４３号
埼玉県三郷市早稲田４丁目５番地１号棟505号、旧住所埼玉県川口市芝下２丁目５番12号
破産者　大貫　泰弘
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７４号
埼玉県草加市稲荷５丁目４番３号　レオパレスサンライズ204号
破産者　南雲　博志
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
埼玉県吉川市吉川２丁目３番地23　ハイムドゥライ101号
破産者　石塚　友子
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９９号
埼玉県吉川市吉川１丁目５番地15　リバシティー103号
破産者　山口　博明
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
新潟県東蒲原郡阿賀町小花地38番地２、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町小花地38番地
破産者　遠藤　一之
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１０号
新潟市西区寺尾東３丁目15番25号５　Ａ－ＳＴＡＴＥＳ　Ｄ号
破産者　小山聖太郎
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９９３号
名古屋市守山区瀬古東２丁目902番地、開始決定時の住所名古屋市守山区瀬古東２丁目1115番地　サンパーク第２幸心802号
破産者　福本　義雄
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部